

第3章 まちづくりの基本方針

1 将来都市構造

本町の将来都市構造は、まちの「拠点」「軸」「空間」の3つの要素を基本として設定します。

(1) 拠点

1) 都市拠点

本町の中心となるまちの拠点として、生活・産業・文化などの都市機能の集積、公共交通の充実、商業機能の強化を図り、良好な生活空間の形成とともに歴史・文化的価値との共存を図る地区。

⇒笠松駅～町役場周辺

2) 地域拠点

松枝地域と下羽栗地域における生活の拠点として、生活利便施設や公共施設の集積を図り、良好な生活空間の形成を図る地区。

⇒松枝支所周辺、下羽栗支所周辺

3) 交通拠点

鉄道駅を中心とした鉄道やバスなどの公共交通の利便性を高めるため、交通結節点としての機能を高める地区。

⇒笠松駅周辺、西笠松駅周辺

4) 産業拠点

本町の経済の活性化、雇用の拡大を図るため、産業集積を図る地区。

⇒(都)一般国道22号線沿道周辺、(都)岐阜羽島線周辺

5) 医療・福祉拠点

病院・薬局・老人福祉施設などの医療・福祉施設の集積を図る地区。

⇒(都)柳津木曾川橋線周辺

6) レクリエーション拠点

木曾川の自然を活かした余暇活動やスポーツ活動の中心となる地区。

⇒木曾川右岸のトンボ天国・多目的運動場周辺、笠松みなと公園周辺、笠松緑地公園周辺



(2) 軸

1) 鉄道軸

近隣市町との広域的な交流を促す公共交通の軸。

⇒名鉄名古屋本線、名鉄竹鼻線

2) 道路軸

近隣市町との広域的な交流を促すとともに、町内の各地域や拠点間を接続する軸。

⇒(都)一般国道 22 号線、(都)笠松駅下中屋線、(都)野瀬笠松駅線、(都)岐阜笠松線、(都)柳津木曾川橋線、(都)羽島署木曾川橋線、(都)羽島署高桑線、(都)岐阜羽島線、(都)岐阜南濃線、(主)川島三輪線、(一)正木岐阜線

⇒構想路線・・・(仮称)岐阜羽島道路、(仮称)名岐道路、(仮称)岐阜各務原川島線

3) 環境軸

河川の豊かな自然環境を保全活用し、水と緑のネットワークを形成する軸。

⇒木曾川

(3) 空間

1) 住居ゾーン

既存の住居系用途地域や市街化調整区域の既存集落などにおいて、利便性の高い生活空間の形成を図り、歩いて暮らせるまちづくりを推進するゾーン。

2) 商業ゾーン

日常の買物需要に対応した商業機能や、駅に近接した利便性を活かした都市機能の向上を図り、まちの活性化を図るゾーン。

3) 工業ゾーン

本町の経済的な安定と住民の雇用を確保するため、地元企業の育成や優良な企業の誘致を推進し、まちの活性化を図るゾーン。

4) レクリエーションゾーン

町内を流れる木曾川の豊かな自然を活用し、親水空間の整備、スポーツ・レクリエーションの場を確保し、やすらぎとおいしいのあるまちづくりを図るゾーン。

2 分野別まちづくりの方針

(1) 土地利用の方針

1) 基本的な考え方

- 本町は、岐阜県の中心都市である岐阜市に隣接するとともに、中京圏の中心都市である名古屋市へのアクセスも良いなど、優れた土地利用のポテンシャルを活かし、宅地需要や企業の立地需要に対応した受け皿の確保を行います。
- 本町の用途地域の半数以上が準工業地域となっていますが、宅地需要の高まりなどから居住環境に配慮した土地利用が求められており、土地利用の純化を図り、適切な用途地域への転換を進めます。
- 木曾川の自然環境や歴史文化など、本町の地域資源を活かしながら、安心して安全にいきいきと暮らすことができる土地利用を図ります。

2) 整備・誘導方針

① 住居系を中心とする土地利用

【一般住宅地】

- ・ 既存市街地や鉄道駅周辺など住居系用途地域で、建物の老朽化が進み、狭隘な道路も多く見られる地区では、建物の共同化・不燃化・耐震化の促進、狭隘道路の解消などにより良好な生活基盤を備えた、利便性の高い良好な居住環境の形成を図ります。
- ・ 比較的密度の低い郊外部の市街地では、町外からの移住・定住の受け皿として、低・未利用地の市街化を促進し、低層住宅を中心とした、ゆとりある住宅地の形成を図ります。
- ・ 大規模な工場用地や公共施設用地など、まちづくりに有効活用できる土地の将来的な土地利用の転換について検討します。

【住居系転換地】

- ・ 現在準工業地域や近隣商業地域となっている地区のうち、工業系、商業系施設などが少なく、住宅が多く立地している地区では、土地利用の誘導などで用途の純化を進め、住居系用途地域への転換を図ります。

【住居系利用地】

- ・ (一)正木岐阜線周辺の市街化調整区域は、既存集落が形成されているとともに、住宅の建替え等が行われており、今後もこの傾向は続く予想されます。そのため、適切な土地利用規制のあり方と計画的な都市基盤整備について検討し、良好な住環境を有した住居系の土地利用を図る地区を目指します。

【田園住宅地】

- ・ 市街化調整区域のうち、(都)岐阜羽島線以西においては、既存の集落及び自然や田園と調和した住宅地が点在する田園住宅ゾーンとして、良好な住環境の維持と、遊水機能や緑地機能など、農地の持つ多面的な機能の保全を図ります。
- ・ 一団の農地が集積している地区では、営農環境の維持を図り、増加している耕作放棄地の解消に対する取り組みを強化します。

② 商業系を中心とする土地利用

【一般商業地】

- ・ 笠松駅周辺の既存商業系用途地域では、都市拠点として、歴史文化財などの地域資源の活用により、町内外の人が集い、ふれあえる場となる、まちの顔を創出します。また、地域住民の日常の買い物の利便向上など、快適な生活を支える土地利用を図ります。
- ・ (都)笠松駅下中屋線沿道の既存商業系用途地域では、居住地域における日常生活圏の形成のため、日常の買い物需要に対応した商業地の形成を図ります。

【沿道利用地】

- ・ (都)岐阜笠松線沿道の既存商業系用途地域及び住居系用途地域では、比較的商業施設の立地が多く、今後も立地需要が続くと考えられることから、周辺の環境と調和を図りつつ、沿道型商業などの立地を誘導します。

③ 工業系を中心とする土地利用

【産業集積地】

- ・ (都)一般国道 22 号線沿道の既存工業系用途地域では、広域的な交通条件の良さを活かし、本町の産業拠点として、既存工業地の生産環境の維持・向上と、未利用地を有効利用し、工場・流通機能の計画的な集積を図ります。

【工業複合地】

- ・ 地場産業である繊維業を含む中小の工場などと住宅が混在している既存工業系用途地域のうち、土地利用の純化が困難な地域においては、住宅と工場の混在する複合地区として、それぞれの環境の向上を図ります。

【工業系開発検討地】

- ・ (都)岐阜羽島線周辺の既存市街化調整区域は、岐阜市及び羽島市を結ぶ幹線街路沿道というアクセス利便性の高さを活かし、本町の活力向上、雇用確保及び住宅と工場の混在解消に向けた工場移転の受け皿の確保を図るため、新たな産業拠点として工業系の土地利用への転換について検討します。

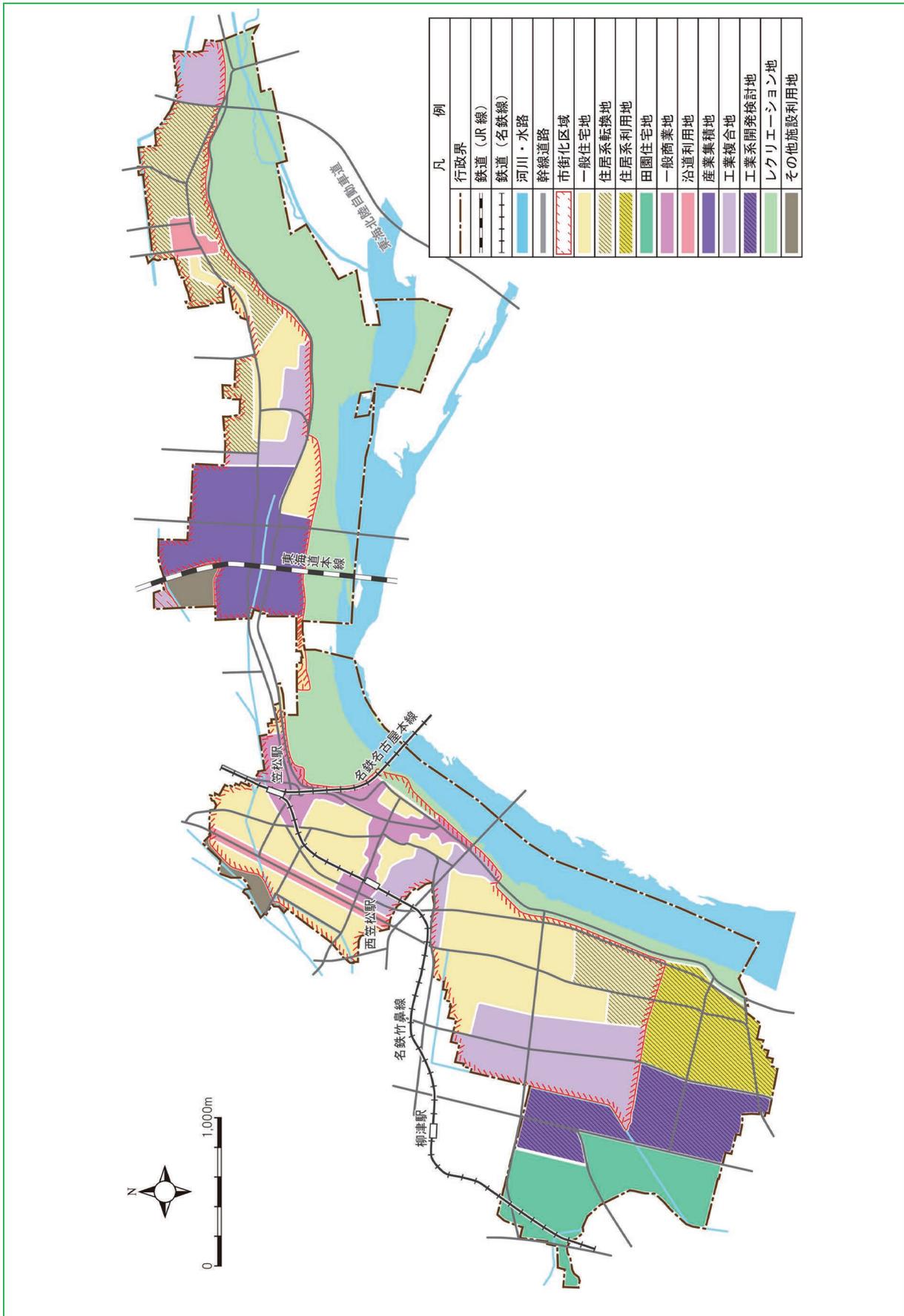
④ その他の土地利用

【レクリエーション地】

- ・ 木曾川及び笠松競馬場周辺の既存市街化調整区域は、本町の魅力として町内外から多くの人々が訪れており、これらを地域資源として、保全・活用を図ります。

【その他施設利用地】

- ・ 境川周辺の既存市街化調整区域は、周辺環境との調和を図りつつ、現況の土地利用を維持します。また、円城寺厩舎のある既存市街化調整区域は、今後の土地利用のあり方について検討します。



図：土地利用計画図

(2) 交通体系の整備方針

1) 基本的な考え方

- 本町は、自動車の利用率が高い一方、都市計画道路をはじめとする幹線道路の整備が進んでいないことから、隣接都市と連携し道路の段階構成を明確にし、地域間を結ぶ幹線道路の整備を進めます。
- 未着手の都市計画道路のうち、代替路線が確保されていたり、社会経済情勢などから必要性が低くなった路線については、都市計画の見直しを行います。
- 自家用車に過度に頼らなくても生活できるよう、公共交通機関を充実するとともに、徒歩・自転車での移動がしやすい、安全・安心・快適なまちづくりを進めます。

2) 整備・誘導方針

① 道路

(i) 幹線道路

- ・ 幹線道路については、道路の段階構成を考慮し、町内の各地域を相互に結ぶとともに、隣接する都市へ円滑に移動できるような道路網を、国道、主要地方道、一般県道、都市計画道路、及び主要な町道で構築します。
- ・ 幹線道路の整備は、本町の地理的特徴から、町内で完結する路線が少なく、接続する隣接都市と連携して整備を進めます。
- ・ 都市計画道路のうち、長期にわたり未着手となっている路線のうち、代替路線の整備などで必要性が低くなった路線は都市計画の見直しを検討します。
- ・ 将来的な交通需要が減少することを勘案し、現在 4 車線相当の幅員で都市計画決定している路線について幅員(車線数)の変更等について検討します。
- ・ 上記以外の未整備の都市計画道路について、優先順位を設定した上で計画的に整備を促進します。
- ・ 幹線道路を整備する際は、歩行者・自転車が安全・安心・快適に通行できるよう、断面構成を考慮するとともに、バリアフリー・ユニバーサルデザインへの対応や、機能的で美しい道路修景に配慮した整備を行います。
- ・ ボトルネックとなっている踏切については、改善策を検討します。
- ・ 橋梁等を含む道路施設は、「笠松町橋梁長寿命化修繕計画」等に基づき長寿命化を図るとともに、適切な維持管理や老朽化した施設の更新を図ります。
- ・ 幹線道路沿道において、地域の活性化を促進するとともに、災害時における拠点的功能を有する道の駅などの施設の必要性について検討します。



(ii) 生活道路

- ・ 鉄道駅、学校、公民館など主要な施設を結ぶ生活道路については、バリアフリー・ユニバーサルデザインに対応した整備を行います。
- ・ 既存の市街地や集落内に多く残る幅員 4m 未満の狭隘道路については、円滑な交通や緊急車両の通行を確保し、延焼や地震時の建物倒壊による道路閉塞を防ぐため、沿道住民の協力の下、道路の拡幅整備を進めます。
- ・ 安全・安心・快適に歩いて暮らせるまちづくりを進めるため、交通安全施設の整備、ゾーン 30 の導入検討、歩道整備や歩行空間の明確化など、歩行者の安全対策を進めます。

② 公共交通

(i) 鉄道

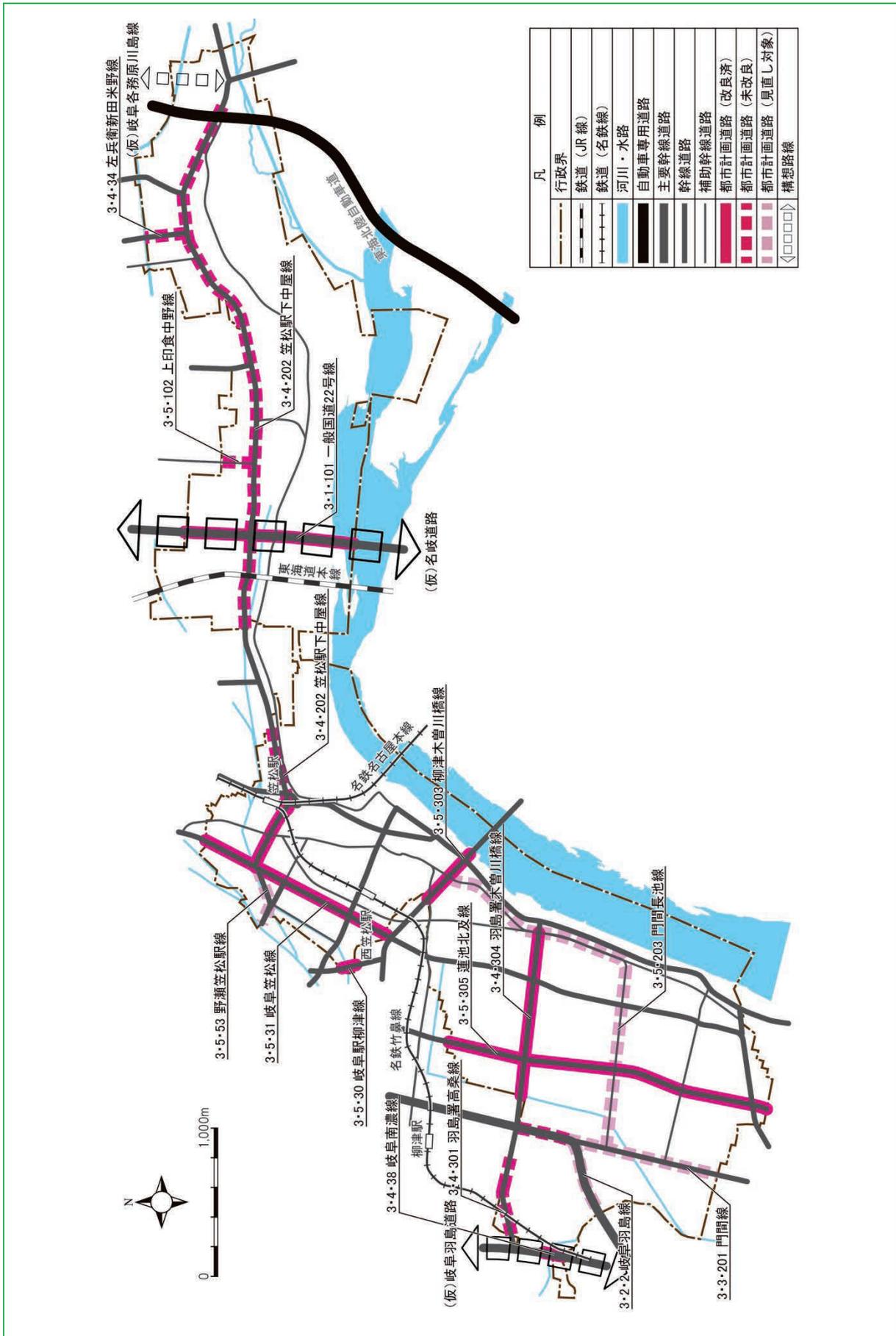
- ・ 本町内には笠松駅・西笠松駅の2つの駅があり、それぞれバリアフリー化が行われています。今後、誰もが利用しやすい駅となるよう、駅へのアクセス道路の整備・改善を図ります。
- ・ 駅の拠点性を高めるため、交通結節点としての機能強化を図ります。
- ・ (都)笠松駅下中屋線の駅周辺の未整備区間は、将来の駅舎改築等の時期に合わせた鉄道との立体交差など、道路整備の方法について検討します。

(ii) バス

- ・ 路線バスは、下羽栗地域の住民が岐阜・川島方面に移動する重要な日常の交通手段であり、利用を促進することで今後も路線の維持に努めます。
- ・ コミュニティバスは、本町内の主要な公共施設を結ぶもので、年間 70,000 人を超える利用があります。今後も高齢化の進展にともない、自動車の運転ができない人の交通手段として、また、環境にやさしい交通手段として重要性が高まります。今後も地域間を結ぶ利便性の高い交通手段として運行し、利用を促進していきます。
- ・ ベンチや上屋の設置をはじめとする、バス停の利用環境向上について検討します。

③ 自転車駐車場

- ・ 笠松駅では、駅周辺を自転車放置禁止区域に指定しており、笠松駅及び西笠松駅では、有料の自転車駐車場を設置していることから、放置自転車の取り締まりを継続するとともに、自転車駐車場の適切な管理運営を行います。
- ・ 近年、自転車は環境負荷が少なく健康的な移動手段として注目されています。そのため、サイクルアンドライドを促進し、鉄道駅やバス停における自転車駐車場の整備について、需要の高まりに応じ必要性を検討します。
- ・ 本町の持つ歴史・文化・清流木曾川(自然・サイクリングロード)・まちの駅の魅力を総合的に発信し、それぞれのアクセスをネットワーク化するための取り組みとして、「歴史・文化・清流ネットワーク回廊推進事業」を推進し、レンタサイクルなどによる産官民が連携した活気あるまちづくりを推進します。



図：道路の整備方針図

(3) 公園・緑地の整備方針

1) 基本的な考え方

- 木曽川の河川敷を活用した憩いとうるおいのある公園・緑地の整備・充実を図ります。
- 市街地内において公園が不足しており、市街地内に身近な公園を確保します。
- 公園・緑地に関する基本的な計画を定め、地域住民と協働で整備を進めます。

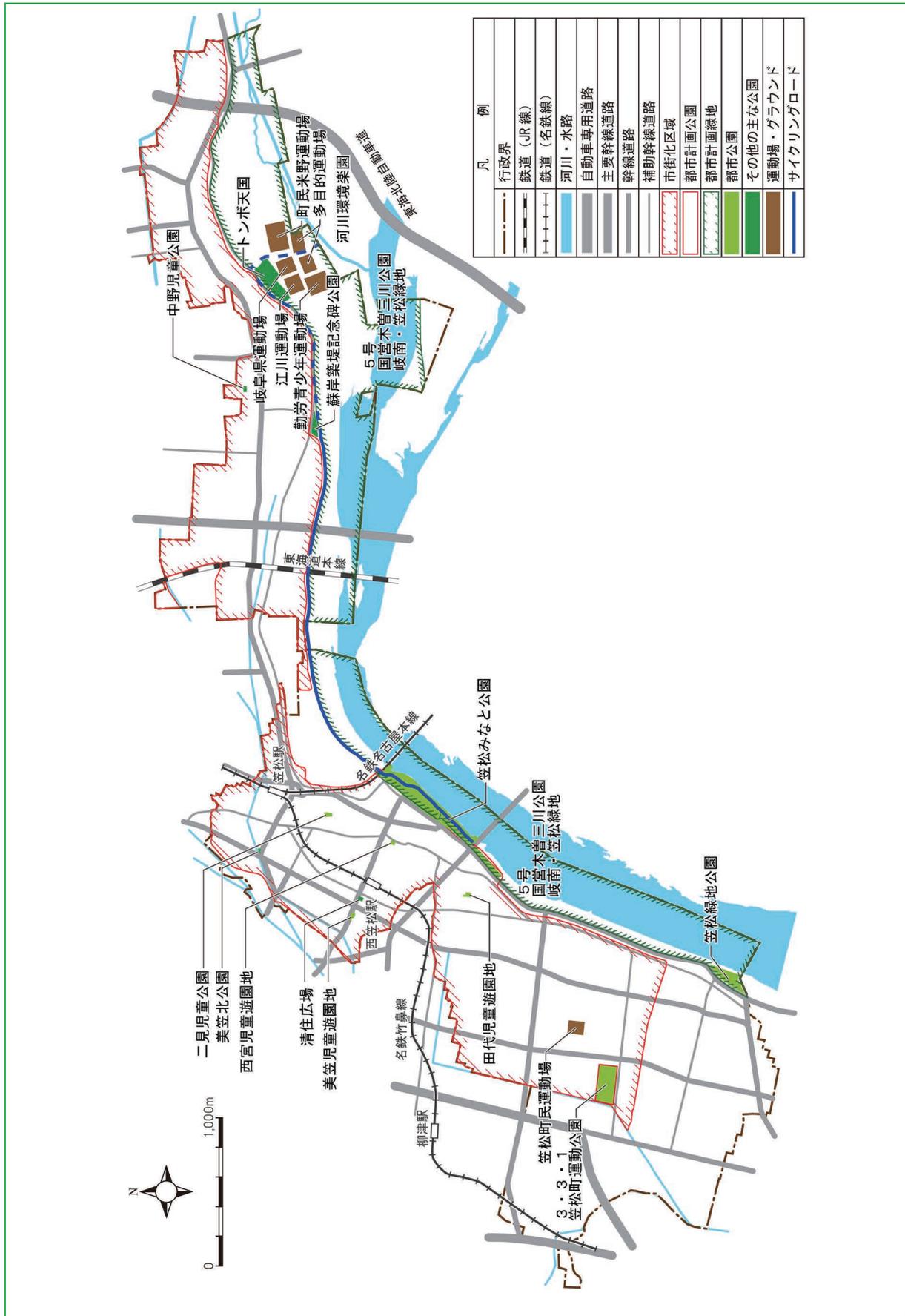
2) 整備・誘導方針

① 公園・緑地

- ・ 木曽川の河川敷は、「国営木曽三川公園基本計画」「リバーサイドタウンかさまつ計画」等に基づき整備を進めます。
- ・ 緑の拠点である「トンボ天国」、「笠松みなと公園」、「笠松緑地公園」の機能充実を図るとともに、拠点相互を遊歩道やサイクリングロードなどで結ぶ水と緑のネットワークを形成し、木曽川河川敷の一体性を高めます。
- ・ 公園が不足している地域では、地域住民の協力を得ながら、公園の適切な誘致距離・規模などを考慮し、計画的に整備を推進します。
- ・ 新たな市街地整備を行う地区では、良好な住環境の形成のため、計画的に公園・緑地を配置します。
- ・ 公園施設は長寿命化を図るとともに、適切な維持管理や老朽化した施設の更新を図ります。
- ・ 新たに公園の整備や老朽化した公園を再整備する際は、ワークショップなどにより利用者の声を取り入れるとともに、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮します。
- ・ 公園・緑地は避難場所として利用できるよう、防災空間の確保や避難機能を向上します。
- ・ アダプトプログラムを活用し、地域住民との協働による維持管理を進めます。
- ・ 公園・緑地の整備に関する基本的な計画(緑の基本計画)を改訂し、計画的な公園・緑地の整備を進めます。

② 都市緑化

- ・ 市街地では、防災及び緑化に関する補助金などを活用し、民有地の緑化を促進します。
- ・ 都市計画道路など新たに整備する道路は街路樹などによる緑化を図ります。
- ・ 街路樹は、アダプトプログラムを活用し、地域住民や沿道企業などとの協働による維持管理を進めます。
- ・ 町の天然記念物に指定している樹木などは、周辺の社寺林とともに市街地内の緑として保存していきます。



図：公園・緑地の整備方針図

(4) 河川・下水道の整備方針

1) 基本的な考え方

- 木曽川は、木曽川水系河川整備計画に基づき、適切な整備や維持管理を行います。
- 本町の下水道の排除方式は、全区域について雨水と汚水を別々に排除する方式の分流式であり、下水道計画に基づき整備を行います。

2) 整備・誘導方針

① 河川

- ・ 木曽川水系河川整備計画に基づき、護岸整備などをはじめとする治水事業を促進します。
- ・ 中小河川の整備により、雨水対策を促進します。
- ・ 境川流域では、境川流域整備計画に基づく流出抑制対策を推進します。
- ・ 河川整備の際には、景観への配慮や親水空間の確保など、憩いとうるおいのある空間になるよう考慮します。

② 下水道（雨水）

- ・ 木曽川右岸流域下水道計画に基づき、適切な雨水排水処理を行います。
- ・ 道路整備に合わせた雨水管渠の整備や側溝の整備などにより、円滑に雨水を処理し、浸水被害を低減します。
- ・ 宅地化による雨水の流出増加や、近年頻発しているゲリラ豪雨に対応するため、円城寺地内で貯留施設の整備を進めるとともに、グラウンドなどの公共施設を活用した貯留施設を検討しており、今後も貯留施設、浸透ます及び透水性舗装などの導入を促進し、雨水の流出を抑制します。
- ・ 下水道（雨水）施設の長寿命化を図るとともに、適切な維持管理や老朽化した施設の更新を図ります。

③ 下水道（汚水）

- ・ 木曽川右岸流域下水道計画に基づき、事業を推進していきます。
- ・ 道路整備に合わせた汚水管渠の整備や費用対効果を考慮した整備を行うなど、効率的な整備を行います。
- ・ 「第2次生活排水対策推進計画」に基づき、快適で美しい水環境改善や水環境を守るライフスタイルを推進します。
- ・ 下水道が整備された区域では、今後も助成金などを活用し、下水道への接続を促進します。
- ・ 下水道（汚水）施設の長寿命化を図るとともに、適切な維持管理を図ります。

(5) その他施設の整備方針

1) 基本的な考え方

- 住民が安全・安心・快適に生活できるようにするために必要な施設については、機能の維持向上を図ります。

2) 整備・誘導方針

① 上水道

- ・ 本町の上水道は4ヶ所の水源地から取水しており、水源地耐震化対策を実施し、災害時にも安定した水道の供給ができるようにします。
- ・ 上水道施設は、長寿命化を図るとともに、適切な維持管理や施設の更新を図ります。
- ・ 老朽化した水道施設は、整備計画に基づき順次更新を行います。
- ・ その他、笠松町新水道ビジョンに基づき、適切な水道事業経営を行います。

② ごみ処理施設

- ・ 可燃ごみの処理は、近隣自治体と岐阜羽島衛生施設組合を設立し、岐阜市境川地内で焼却処理をしていましたが、平成28年3月末をもって稼働停止となったため、次期ごみ処理施設が建設されるまでの間、県外民間施設で焼却処理を行います。
- ・ 関係市町と連携し、次期ごみ処理施設の整備や最終処分場を確保します。

③ 火葬場

- ・ 社会情勢に即した火葬場施設及び墓地周辺環境の整備を行います。

(6) 市街地整備の方針

1) 基本的な考え方

- 良好な市街地環境を確保することが必要な地区において、計画的な市街地整備を進めます。
- 宅地需要や産業立地需要に対応するため、新たな市街地の整備について検討します。
- 市街地整備を推進するため、調査などを実施します。

2) 整備・誘導方針

① 都市拠点

- ・ 笠松駅周辺から町役場周辺は、古くから形成された市街地であり、歴史的な建物なども見られますが、住宅が密集しているとともに、道路が狭隘で公園が少ないなど、都市基盤が十分でなく、防災面からも危険性が高い地区となっています。そのため、本町の中心としてふさわしい都市環境の整った安全・安心・快適な市街地とするため、土地区画整理事業による面的な整備などを含めた都市基盤の整備について地域住民とともに検討し、効率的・機能的な土地利用を推進します。
- ・ 都市拠点内の空家・空店舗・空地については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」等により適切な管理を促すとともに、空家・空店舗・空地などの有効な活用策の検討や、有効活用に向けた助言・支援を推進し、商業振興及び定住などの促進による地域の活性化を図ります。

② 地域拠点

- ・ 松枝支所周辺、下羽栗支所周辺では、地区計画などの手法で道路・公園などの都市基盤整備や良好な住環境の形成を計画的に進めるとともに、図書室・児童館などの公共公益施設の集積・誘導について検討し、地域内で歩いて暮らせるまちづくりを進めます。

③ 産業拠点

- ・ 松枝地域の市街化調整区域(工業系開発検討地)では、交通利便性などの立地特性を活かし、優良企業の新規立地や市街地内に点在する工場の移転の受け皿が確保できるよう地区計画などの手法の活用を検討し、それに伴い必要となる都市基盤の整備についても検討します。
- ・ 下羽栗地域の(都)一般国道22号線沿道は、主要な幹線道路である(都)一般国道22号線に直結する交通利便性の良さを活かした企業立地を促進するため、必要となる都市基盤の整備について検討します。

④ 医療・福祉拠点

- ・ 医療・福祉拠点である(都)柳津木曾川橋線周辺は、病院や老人福祉施設などへのアクセスを向上する道路の整備などを進め、医療・福祉施設の集積を促します。

⑤ 住居系利用地

- ・ 松枝地域の市街化調整区域においては、住宅の開発が多く行われ、住宅地の形成が進んでいますが、道路・公園などの都市基盤が十分でないため、適切な土地利用規制のあり方と都市基盤の整備方針について検討します。

(7) 自然環境、都市環境・景観形成の方針

1) 基本的な考え方

- 木曽川の自然や歴史文化資源などの地域資源を活用し、良好な景観の維持向上を図ります。
- 町内外の自然・観光資源を結び、散策やサイクリングなどに利用できる回遊性のあるネットワークづくりを行います。

2) 整備・誘導方針

① 自然環境形成

- ・ 環境軸である清流木曽川の美しい自然は、本町の特徴となっています。そのため、木曽川流域の市町村と連携し、自然環境を維持・向上するとともに、木曽川を優れた自然景観地として利用促進を図ります。
- ・ 木曽川は豊かな生態系を有し、貴重な動植物も生息していることから、動植物の保護を進めるとともに、水辺の整備にあたっては、その生息・生育環境を改変しないように努めます。
- ・ トンボ天国や河跡湖の再生とビオトープ化を推進します。

② 都市環境・景観形成

- ・ 笠松地域は古くからの歴史あるまちであり、市街地内において、歴史・文化的価値の高い資源や寺社が点在しています。これらの歴史的な景観については、笠松町のまちの魅力の一つとして保全・活用していきます。
- ・ ワークショップ等の住民参画により、まちなみ景観や地域資源の保存に努めます。
- ・ 市街地内の主要な道路での街路樹の植栽や、公共施設や民有地の緑化促進などにより、うるおいのあるまちづくりを行います。
- ・ 本町の歴史・文化・自然資源をネットワークとして結び、回遊性のある「歴史・文化・清流ネットワーク回廊」を形成します。
- ・ 木曽川の広域的なつながりを活かしたネットワークづくりを行います。
- ・ ごみの減量化、リサイクル及び再資源化に努め、限られた資源を有効に活用する循環型社会の実現を目指します。



(8) 安全・安心なまちづくりの方針

1) 基本的な考え方

- 近年頻発している異常気象に起因する自然災害や、発生が危惧されている南海トラフ巨大地震への対応を進めます。
- 住民が安全で安心した暮らしができるよう、防犯対策を進めます。

2) 整備・誘導方針

① 防災

- ・ 本町は木曾川に隣接しているため、総合的な治水対策を行い、浸水被害の低減を図ります。
- ・ 遊水機能を持つ農地については、基本的に保全を図り、開発を行う場合も代替機能の確保を図ります。
- ・ 本町は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、地震に強いまちとするため、道路や橋などの耐震化を行い、避難路・緊急輸送道路を確保します。
- ・ 地震災害時の拠点となる公共施設や水道、電気などのライフライン、避難所となる公民館などの耐震化を進めます。
- ・ 耐震促進計画に基づき、旧耐震基準で建設された住宅の無料耐震診断、耐震改修補助などにより、建物の耐震化を促進します。
- ・ 自主防災組織の育成・支援や地域における防災訓練の実施などにより、地域の防災力を向上します。

② 防犯

- ・ 防犯に対する意識啓発や防犯教育の推進などにより、住民の防犯意識を高めます。
- ・ 防犯活動団体の育成・支援や地域の見守り隊と連携した防犯活動の強化などにより、地域社会の連帯意識を高めます。
- ・ LED 街路灯事業の推進や防犯カメラの設置を進めます。

(9) 住民参加のまちづくりの方針

1) 基本的な考え方

- 住民がまちづくりに参加しやすい仕組みづくりを進めます。
- 地域が一体となったまちづくりを進めるため、地域コミュニティの強化を図ります。

2) 整備・誘導方針

- ・ 住民自らがまちづくりの主体者であるという意識を高めます。
- ・ まちづくり活動を担う人材の育成やまちづくり活動を支援する体制を整備します。
- ・ NPO 法人など、まちづくり活動団体の組織化など、住民によるまちづくり活動への支援を行います。
- ・ まちづくりに関する情報について、町のホームページや広報などで積極的に公開します。
- ・ まちづくりを進める際には、計画段階から、住民の意見を反映するため、ワークショップやパブリックコメントを実施します。
- ・ まちづくりを行政と住民がともに考える機会づくりとして、意見交換・情報共有システムの構築を行います。
- ・ 住民同士で、まちづくりに対する話し合いができる交流機会広場を設置します。
- ・ 地域が一体となってまちづくりが行われるよう、地域リーダーの育成やコミュニティ活動への支援を行います。